

2 国の基本指針(案)について

(1) 第8期の基本指針の位置付け

- 介護保険法第 116 条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）を定めるものとする、とされている。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して介護保険事業（支援）計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たす。

(2) 第8期介護保険事業計画において記載を充実させる事項

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
 - ・推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
- ② 地域共生社会の実現
 - ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組みについて記載
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
 - ・一般介護予防事業の推進に関して「P D C Aサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他事業との連携」について記載
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報推進の強化
 - ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- ⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
 - ・認知症施策推進大綱を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載
 - ※「共生」：認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会で生きるという意味
 - ※「予防」：認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
 - ・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- ⑦ 災害や感染症対策にかかる体制整備
 - ・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載